

「葛飾区基本計画」(素案)に対する
区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の実施結果について

1 実施期間

令和3年2月24日(水)～令和3年3月25日(木)

2 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所(6か所)、区民サービスコーナー(4か所)、
図書館(中央館、地域館6か所、地区館5か所)、健康プラザかつしか、
男女平等推進センター、政策企画課 計26か所
また、区ホームページにも掲載し、閲覧できるようにした。

3 提出された意見

意見提出者12人、意見数92件

4 提出された意見の内訳

(1) 第2部(基本方針・葛飾・夢と誇りのプロジェクト)について	7件
(2) 第3部(政策別計画)について	83件
(3) 第5部(SDGsの実現に向けて)について	1件
(4) その他	1件

5 提出された意見と区の考え方

別紙のとおり

6 実施結果の公表

6月下旬頃、区ホームページに掲載予定

「葛飾区基本計画」(素案)の区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出された意見に対する区の方針(案)

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本計画(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本計画(素案)に入っている、△:計画・事業の推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の方針
1	第2部 第1章 基本方針	基本方針は素晴らしいと思うので、葛飾市民憲章のように広報すると良い。	△	葛飾区基本計画については、策定後、広報かつしかに掲載するとともに、区ホームページやSNSなども活用しながら積極的に広報してまいります。 新たに策定した葛飾区基本構想とともに、葛飾区基本計画についても様々な機会を通じて多くの方に知っていただき、区民の皆様との協働により基本計画の基本方針に掲げるまちづくりを進めてまいります。
2	第2部 第2章 3 共生社会実現プロジェクト	外国人やLGBT、性的マイノリティなど多様性を認め、包括した計画にしてほしい。	○	葛飾・夢と誇りのプロジェクトの「共生社会実現プロジェクト」において全ての人々が多様性を認め合い、自分を大切にすることができる地域社会を築くこととしており、葛飾区基本計画(素案)(以下「素案」という。)の政策1施策1「人権・多様性」の中でも外国人、自身の性自認や性的指向の現状等について記載し、人権課題への対応を進めていく方向性を記載しております。 基本計画に基づき、今後も全ての人々が人権や多様性を認め合い暮らしていけるよう取組を進めてまいります。
3	第2部 第2章 6 危機対応力向上プロジェクト	原発の緊急事態宣言が解除されておらず、地震は今後も継続するので、原発防災も災害対策に入れてほしい。また、放射線量の計測は継続してほしい。	□	区内の空間放射線量は、東日本大震災における原子力発電所事故よりも以前の都内の状況と同水準で推移しておりますが、地域防災計画において放射性物質対策について計画するとともに、引き続き、空間放射線量の定点測定を実施していきたいと考えています。 原子力災害により放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合には、地域防災計画に基づき、速やかに区民の安全を図り、関係機関と連携の上、被害の防止、軽減、事態の収束に向けた対応を進めてまいります。
4	第2部 第2章 7 安全・快適な交通環境実現プロジェクト	電気自動車の普及が進むので、バスも水素を利用したバスへ移行してほしい。	△	水素エネルギーの利用促進は、脱炭素社会の実現に向けて重要な課題であると考えています。 水素を利用するゼロエミッションバスの導入は、バス事業者により検討がなされるものではありませんが、区といたしましても水素エネルギーの普及促進を図るなど、水素社会の実現に向けた取組を推進していきたいと考えています。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
5	第2部 第2章 8「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト	脱炭素に向けてZV普及、ゼロエミッション住宅、再生可能エネルギー利用などの政策を進めてほしい。	○	<p>区では、電気自動車や燃料電池自動車、ゼロエネルギーハウス、太陽光発電システム等の普及促進に向けて、区民・事業者を対象として「かつしかエコ助成金」事業を実施しています。</p> <p>また、「ゼロエミッションかつしか」の実現に向けたビジョンと具体的取組、ロードマップをまとめるため、現在、第3次葛飾区環境基本計画の策定に取り組んでいます。</p> <p>今後とも脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進が更に図られるよう、同計画の中で、環境施策の取組を強化し、新たな施策を展開していきたいと考えています。</p>
6	第2部 第2章 12 公共施設の魅力向上プロジェクト	総合庁舎の立石駅北口地区第一種市街地への移転計画は費用が高く、にぎわいが求められる駅前には区役所は不釣り合いである。デジタル化が進めば今の区役所でも問題ない。	□	<p>現在の総合庁舎は、老朽化の進行、災害対策拠点としての耐震性能の不足、狭あいなサービス提供スペースなどの課題を抱えており、建替えの計画で検討を進めてまいりました。</p> <p>平成26年に策定した葛飾区総合庁舎整備基本構想において、立地条件、防災拠点としての機能、コスト等の様々な視点から候補地の比較を行った結果、駅前に位置し、区民の交通利便性が最も高い立石駅北口地区を新たな庁舎の最優先候補地に選定いたしました。今後は、同地区の市街地再開発事業による建築物へ総合庁舎を移転することを原則として検討を進めてまいります。</p> <p>今後の行政サービスについては、デジタル化の動きも踏まえ、申請手続や各種相談等におけるオンライン化を進めてまいります。一方で、立石駅前の立地を生かして、高齢者の相談業務など、対面による丁寧な対応を行う窓口の整備も進めてまいります。</p> <p>また、街のにぎわいについては、多くの職員がおり、来庁者が訪れる総合庁舎を駅前に整備することで、商業や飲食業における集客という点からも大きく貢献できるものと考えています。</p>
7	第2部 第2章 12 公共施設の魅力向上プロジェクト	デジタル化推進のために公共施設でもWi-Fi利用が可能になるように施設整備してほしい。	△	<p>区では、これまで区内の観光名所や中央図書館などに公衆無線LAN (Katsushika_Free_Wi-Fi)の整備を行い、令和3年度には、全地域図書館・地区図書館に整備を予定しております。</p> <p>今後の整備については、社会の情報通信環境や利用者のニーズの動向を踏まえ、検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
8	第3部 政策1 人権・平和・多様性	核兵器禁止条約の発効を明記してほしい。SDGsについてもここに記載すべきである。	□	「核兵器禁止条約」の発効により、世界平和の実現や核兵器廃絶へ大きく前進したものと認識しています。今後は基本計画の下、平和教育の推進、戦争・被爆体験の継承等を進めながら、区民の皆様が世界平和や核兵器廃絶について考える機会を増やし、非核平和の大切さについて周知してまいります。 また、SDGsについては、基本計画に掲げる政策・施策を展開することによってその実現に向けて取り組むこととしております。素案の第5部において各施策とSDGsとの対応関係を掲げているため、各施策のページにSDGsに関する個別の記載はしていません。基本計画に位置付けるあらゆる施策を展開しながら、SDGsの実現に向けた取組を進めてまいります。
9	第3部 政策1 人権・平和・多様性	多様性の観点からLGBTについても追記してほしい。	○	素案の政策1施策1「人権・多様性」の中で、「自身の性自認や性的指向」に関し、現状・課題として記述し、社会情勢の変化に伴い、新たに顕在化している人権課題への対応が求められている旨、記載しています。 今後も人権と多様性を尊重した正しい知識と理解が広がるよう積極的に普及啓発を進めてまいります。
10	第3部 政策2 人権・平和・多様性	トイレを全て車椅子やオストメイト対応にしてほしい。	□	現在、施設の更新の際には、バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例の趣旨に則って、トイレの整備計画をしております。 トイレを改修する際には、スペースの制約等があるため、利用者数とトイレブース数の調整を図りながら、全ての方が安心して円滑にご利用いただけるように、車椅子やオストメイトに対応したトイレ整備を進めてまいります。
11	第3部 政策3 人権・平和・多様性	公共サインを駅周辺だけでなく公園・学校・保育園等住宅地にも増やしてほしい。	△	公共サイン再構築事業として重点的に駅周辺を整備してまいりましたが、今後、既存サインの検証を行い、案内誘導機能の強化・向上を図ってまいります。その中で、効果的なサインの表示範囲について検討し、利用者にとってより分かりやすいものへと改善を図るよう、ガイドラインや整備計画の改定を行いながら整備を進めます。
12	第3部 政策1 人権・平和・多様性	旧水元小学校は重要な戦争遺構であり、修理して公開できるようにするなど、次世代に継承する必要性を明記すべき。また施策の方向性として慰霊碑建立や平和の祈りの日の設定などを推進するなど平和教育にもっと活かすべき。 (同様の意見が他に1件)	□	区では、東京大空襲の記憶と平和への尊さを忘れないように、東京都で定めている「東京都平和の日」前後の日程で「戦争パネル展」を例年開催しております。 同パネル展等において、区民の皆様にご覧いただき、葛飾区での空襲被害や当時の状況を知っていただけるよう、「郷土と天文の博物館」で保管されている旧教育資料館(水元小学校旧校舎)資料の活用を検討し、平和教育を推進してまいります。
13	第3部 政策1 人権・平和・多様性	LGBTに対するアウティングを本人の意思に反して暴露しない方向性を明確化してほしい。	△	素案の政策1施策1「人権・多様性」の中で性自認や性的指向の現状等について記載をし、こうした新たな人権課題への対応を進めていく方向性を記載しております。 今後、本人の意思に反して暴露しないことについて、様々な事業の中で啓発活動に取り組んでまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
14	第3部 政策2 健康	若い女性に自殺の増加傾向がみられるので対策を強化してほしい。	○	厚生労働省の発表によれば、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した2020年は、男性が11年連続で減少している一方で、女性や若年層の自殺者が増加しています。 区では、令和2年3月に葛飾区自殺対策計画を策定するとともに、素案の政策2施策2「心の健康」において、自殺対策の推進を掲げています。 今後も、関係機関と連携しながら、自殺対策を強化してまいります。
15	第3部 政策4 衛生	保健所の機能を充分発揮できるよう、保健師増員や保健所配置の見直しを検討してほしい。	△	感染症の予防と拡大防止のため、普及啓発と備蓄の充実に併せて必要な人員体制も整備することで、区の体制強化を図ってまいります。
16	第3部 政策5 地域福祉・低所得者支援	生活困窮者支援について、子どもへの支援は命に関わるので緊急に対応できる仕組みを検討すべきである。	△	子どもの夜間放置や、食事をさせていない、着衣がいつも同じである、医療を受けられないなど、ネグレクトが疑われる場合については、直ちに子どもの安全を確認し、関係機関と連携して児童の権利擁護と安全確保を行っています。 今後、子どもの健やかな育ちが保証されるよう、子どもがいる生活困窮者世帯について、親に対する就労支援、家計改善など、包括的・計画的な支援を関係部署と連携して実施してまいります。
17	第3部 政策5 地域福祉・低所得者支援	介護保険制度との両輪として成年後見制度があるのに、その整備が追いついていない。区民の困りごとは多岐にわたるが、身近な地域のワンストップ窓口での相談対応が必要であり、包括的な相談支援体制整備に期待する。	○	令和2年度から成年後見センターに中核機関を設置し、成年後見に関する相談を幅広く受け付けるほか、本人にふさわしい後見人候補者を検討し、家庭裁判所に推薦するなど、成年後見制度の利用を必要としている人への支援を推進しています。また、区や専門職団体などによる成年後見制度利用促進協議会を定期的に開催し、関係団体の連携により、成年後見制度の利用を促進する取組も行っています。 複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、本人・世帯の属性にかかわらず包括的な相談を受ける体制の整備を進めてまいります。
18	第3部 政策8 子ども・家庭支援	学童に入れない児童が多いので、わくチャレ実施日時を拡大してほしい。	○	わくわくチャレンジ広場は、児童が放課後等を安全・安心な学校内で過ごすことができる居場所の一つとして実施しています。 引き続き、保護者も安心できる環境や見守り体制を地域・学校と協議しながら、実施日時等の拡大に取り組んでまいります。
19	第3部 政策8 子ども・家庭支援	わくわくチャレンジ広場は登録した学校以外でも利用できるよう、また下校時の再登校を可能にするよう、柔軟な運用にしてほしい。	□	わくわくチャレンジ広場は、身近な地域の方等で組織する運営委員会で運営方針を決定しています。子どもたちの安全を確保するといった観点から、通学している学校への登録や帰宅せずに学校内で放課後を過ごすことなどを基本とし、それぞれのわくわくチャレンジ広場でルールを定め運営しています。 今後も子どもたちが安全・安心に放課後等を過ごせるよう、地域の方々と連携し、わくわくチャレンジ広場の運営に努めてまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
20	第3部 政策8 子ども・家庭支援	児童館はわくわくチャレンジ広場より気軽に利用できるため削減しないでほしい。	□	区では、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし多様な体験や活動ができる環境を、小学校内を中心に整備しており、児童館の小学生利用は減少傾向にあります。 今後も、子どもや家庭に寄り添いながら切れ目のない子育て支援を実現する拠点として子ども未来プラザの整備を進めつつ、その他の児童館については、利用動向等を踏まえながら他の行政目的への転用等も含めて今後の在り方を検討してまいります。
21	第3部 政策8 子ども・家庭支援	わくわくチャレンジ広場における学習については近隣の学習塾との連携を検討し、運営はシルバー人材センターや社会福祉法人などへ委託してほしい。 また、文化・スポーツプログラムの充実の観点からeスポーツプログラムの導入も必要である。	□	わくわくチャレンジ広場は子どもたちが放課後等を学校内で自由に過ごし、遊ぶことのできる場として、地域の方々を中心に運営・実施しています。地域の方々の負担軽減や事業拡大のため、新たな担い手の確保や、一部運営委託を行うなど活動のサポートをしながら、子どもたちが身近な地域との関わり合いの中で安全・安心に放課後等を過ごせる場として地域の方々と協働して運営していけるよう努めてまいります。 また、プログラムについては、学習・文化・スポーツアドバイザーによる宿題のサポートや様々な体験活動を提供する取組を進めています。現時点ではeスポーツプログラムの導入については考えておりませんが、引き続きわくわくチャレンジ広場で実施内容を検討しながら、各種プログラムの充実を図ってまいります。
22	第3部 政策8 子ども・家庭支援	小学生に対する支援はあるが、思春期の子どもたちの居場所が少ない。児童館を充実させて居場所をつくってほしい。子どもたちが主体となれるグローバル化に対応した計画をつくってほしい。	□	わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブの整備を進め、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を整えています。また、子育て支援の中核となる子ども未来プラザを整備し、妊娠期から成人するまでの全ての子どもへの支援に取り組んでいるほか、児童館においても、子どもたちの意見を聞きながら事業等を計画し、実施しています。 今後も、子ども自らが企画立案した事業の実施など、子どもたちが主体となる取組を進めてまいります。
23	第3部 政策8 子ども・家庭支援	様々な困難を抱える子どもたちへの支援のプランは素晴らしいが、子どもの支援では個人情報になりやすいため、箕面市や戸田市等のように個人情報に関する条例改正を行い、子どもへの包括的な支援の後押しを進めてほしい。	□	区では、様々な困難を抱える子どもたちの包括的な支援に向けて、本人等の同意を得ながら、相談窓口や関係機関の情報共有等を適切に行っています。 今後も法令等を遵守しつつ、個人情報を適切に取扱いながら、子どもたちへの包括的な支援の充実を図ってまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
24	第3部 政策8 子ども・家庭支援	<p>ひとり親家庭や困難を抱える世帯へのサポートを打ち出していることには共感するが、こうした子どもは周囲に相談したり困っていることを周りに伝える力(援助希求力)そのものが低く、それゆえに孤立したり負担を一人で抱え込んでしまうことが多いため、当事者からの相談を受ける体制だけでなくアウトリーチの拡充を検討し、行政サービスとして推進してほしい。</p> <p>また、子どもの居場所づくりや保護者のセルフケアグループづくりといった家庭や子どもが自ら援助希求しやすい環境づくりを進めるなど、既に区内で行われている実践にも目を向けながら子ども・若者支援を充実させてほしい。</p>	△	<p>様々な事情を有する子ども・若者やその保護者は、自ら相談につながりにくい現状があります。こうした方が地域で孤立しないためには、まず、地域で活動する団体や関係機関との連携の下、支援の必要な方に気づくことが大切であると考えます。</p> <p>今後、地域における支援者のネットワークの構築を進め、連携を強化してまいります。</p> <p>なお、家庭や子ども達が援助希求しやすい環境づくりについては、子ども食堂や子どもの居場所、保護者支援を行う団体への助成を実施しており、かつしか子ども応援事業においても、子どもが悩みや相談しやすい環境づくり等を事業内容としています。</p>
25	第3部 政策8 子ども・家庭支援	<p>支援が途切れがちな義務教育終了後へのアプローチを進める区の姿勢は非常にすばらしい。この「途切れ」の要因の一つとして、高校からは都の管轄になるため、区と都で連携しにくいことが考えられる。中学と高校、スクールソーシャルワーカーとユースソーシャルワーカーの連携で生じている課題を明確にしながら支援計画を作成するとともに、当該子どもに関係する各アクターが定期的に情報共有・連携できる体制を検討するなど、地域と協働したユースワークを推進してほしい。</p>	△	<p>義務教育終了後に支援の切れ目が出来やすいという課題に対して、区では、令和2年10月から葛飾区子ども・若者支援地域協議会において、高校生世代への支援強化のため、都立高校等における不登校・中途退学対策を推進する、都立学校「自立支援チーム」派遣事業を所管する東京都教育庁地域教育支援部を協議会の新たな構成機関とすることといたしました。</p> <p>今後、子ども・若者支援地域協議会等で、中学から高校への支援の連携について検討してまいります。</p>
26	第3部 政策8 子ども・家庭支援	<p>子ども未来プラザが各地域に新設され、切れ目のない子育て支援を目指していることは評価するが、中高生に関する事業が見落とされやすい。</p> <p>大人が作るものが子どもたちが望んでいるものとは限らず、子どもの権利条約の子どもの意見表明の権利に重点を置く視点からも、次代を担う中高生が集える居場所、自ら運営できる場所を確保してもらいたい。子ども未来プラザが、その一役を担える場所であってほしい。</p>	△	<p>子ども未来プラザは、妊娠期から子どもが成人するまで利用できる拠点として整備しています。子ども未来プラザでは、中高生世代が利用できるよう午後8時まで開館しており、あそびの広場や学びの広場を利用できます。</p> <p>今後も中高生が集える場所としてはもちろんのこと、中高生自らが企画立案した事業等が開催できるように事業展開を検討していきます。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
27	第3部 政策8 子ども・家庭支援	コロナ禍における困難家庭の子どもたちへの支援について、区の動きの鈍さに驚きを感じるが、一方で、子ども応援課の設置や「子ども・若者支援地域協議会 地域の子どもの支援に関する専門部会」の設置、同部会の「まとめ」で、子ども・若者、保護者を行政、市民団体等の支援の輪に包摂されている「支援のネットワーク」とこれを実現する課題が設定されたことには、区の積極的な姿勢を感じる。基本計画の中にはこの「支援のネットワーク」の考え方(区の関係部局が連携し支援が届きにくい困難家庭を包摂していく)を取り入れてほしい。	○	支援のネットワークの考え方につきましては、素案の政策8施策5「子ども・若者支援」に記載している『地域活動団体や関係機関と連携しながら、子ども・若者の育ち、社会的な自立を支援します』の中に取り入れております。 なお、支援のネットワークは、子ども・若者の支援を行っている団体の自主的な活動を活かしながら、区の事業につながることで、支援する者も孤立しないことを念頭に構築してまいります。
28	第3部 政策8 子ども・家庭支援	子ども支援の政策づくりには「子どもの声を聞く」姿勢が必要であり、子どもの権利条約の4つのポイント、(1)生きる権利、(2)育つ権利、(3)守られる権利、(4)参加する権利—の(4)が、今回の基本計画案では顧みられていないため、「子どもの声を聞く」姿勢を基本計画で示してほしい。	○	素案の政策8の政策目的において、「子どもを守り、子どもの最善の利益を確保」することを掲げています。この目的では、「子どもの権利を守る」ことに加え、「参加する権利(子どもの声を聞くこと)を守る」ことについても含むものとして位置付けております。 子どもの最善の利益の実現に向け、子育て支援施策の評価のために実施している「子育て支援に関するアンケート」の対象者に、新たに子どもも加えていくことを検討しており、今後も子どもの声を聞きながら、施策を推進してまいります。
29	第3部 政策9 学校教育	給食費を無料にする自治体も出ているので、無料化を検討してほしい。	□	学校給食に係る食材費については、学校給食法第11条において保護者の負担とされております。葛飾区ではこの規定に基づき各学校において学校給食費を徴収しています。 給食費を無償化するためには、制度整備に時間を要するだけでなく、膨大な予算を継続的に確保する必要があり、財政的に厳しい状況です。 その一方で、葛飾区では、要保護・準要保護世帯や多子世帯への支援など公費による負担を行っております。このような支援を通じて、今後も保護者の給食費負担を軽減していくよう努めてまいります。
30	第3部 政策9 学校教育	デジタル教育が進んでいるので、不登校でも通信教育を受けられる仕組みをつくってほしい。 また、校則が理由で不登校にならないよう、生徒の多様性を認める学校環境にしてほしい。	△	様々な理由で不登校になっている児童・生徒に向けた教育については、ICTを活用した効果的な仕組みを検討してまいります。 また、校則は、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として、各学校が定めているものです。その内容については、社会状況等を踏まえ適宜見直す必要があるものと考えております。 今後も生徒の多様性に配慮するよう引き続き指導してまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
31	第3部 政策9 学校教育	チャレンジ検定の中に中学受験の支援も強化してほしい。	□	チャレンジ検定は、児童・生徒が身に付けるべき「基礎・基本」の定着を確認するため実施してきたものです。 令和3年度からは、チャレンジ検定に替えて、小学校4年生から中学校3年生を対象に学習状況調査を行う予定です。この調査は、個々の学習状況を明らかにできるため、児童・生徒一人一人に合った学習につなげていけるものと考えております。
32	第3部 政策9 学校教育	校庭はダスト舗装からゴムチップ舗装や人工芝に見直してほしい。	△	校庭のゴムチップ舗装や人工芝生化は、雨天後の早期体育授業再開や近隣の防塵対策などに寄与するものと考えられます。一方で、芝の種類によって競技種目の向き不向きがあることや、設置工事やメンテナンスといった費用面での課題もあります。 そのため、ダスト舗装からの見直しについては、学校の要望や地域の実情に合わせて総合的に検討・判断をしております。
33	第3部 政策9 学校教育	LGBTに配慮した制服の導入、児童生徒の荷物の軽量化の観点による置き勉禁止の撤廃、デジタル教材の更なる利用を進めてほしい。	△	制服の変更については、各学校が生徒、保護者、地域等の意見を踏まえ、行っております。今後も制服を見直す学校には、LGBT等への配慮も含めた検討をしていくよう助言をしております。 また、児童・生徒の荷物の軽量化については、学校に対し、「児童・生徒の携行品に係る配慮」に関する調査を実施するとともに、通学時の持ち物を減らす配慮について指導しております。 デジタル教材については、児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用しながら、個別最適な学びの充実を進めてまいります。
34	第3部 政策9 学校教育	小学校の体育の外部指導員は過渡的措置として否定しないが、公教育である以上は体育専科の教諭を採用する方向を明示し国や都に働きかけるべき。	□	外部指導員は、小学校1年生を対象に、運動する楽しさや喜びを感じてもらい、運動意欲を喚起するプログラムを実施するために活用するものです。 体育専科の教諭の採用については、教科担任制に関する今後の国や都の動向を踏まえ、対応してまいります。
35	第3部 政策9 学校教育	計画事業「学校施設の改築」について、学校別の懇談会はよいが、懇談会で了承されたことをもって地域の理解を得たという受け止めは問題である。住民・保護者の意向を聞くアンケートや学区での住民説明会を明記すべき。説明会は現在行っている学校周辺数十メートルに限定するのは望ましくない。	□	学校改築工事は、学校長や学校評議員、保護者などの学校関係者や通学区の自治町会長などで構成する改築懇談会を複数回開催し、様々なご意見をいただきながら、子どもたちの教育に関わる大切なものとして教育委員会で改築基本構想・基本計画や設計内容などの決定をしております。 また、改築工事に当たっては、改築基本構想・基本計画(案)や基本設計に関する説明会の開催などを行いながら、保護者や地域の皆様に説明をしております。 引き続き、保護者や近隣住民の皆様にご理解をいただけるよう、改築工事について丁寧に説明をしております。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
36	第3部 政策9 学校教育	不登校等の子どもへのサポートとして「ふれあいスクール明石」は非常に有意義だが、区内西側エリアの子どもには利用しづらく、小学生のうちは保護者の送迎が必要なため更にハードルが上がる。これらを解消する校内適応教室や学校内の居場所づくりは非常に効果的であるため、区内外で事業に取り組んでいる民間団体との連携も検討してほしい。 また、専門性が必要な取組であるため、総合教育センターや子ども家庭センター等の行政機関と民間との連携体制の構築を進めてほしい。	□	現在、登校できない状況にある子どものため「ふれあいスクール明石」を運営しています。また、登校はできるものの教室に入ることができない子どもを支援するための「校内適応教室」の増設について取り組んでおります。 今後、不登校やその傾向にある子どもの支援に向けて、行政機関と民間団体との連携や、民間活力の有効活用について検討してまいります。
37	第3部 政策9 学校教育	今後の学校改築においてプールを設置しないという「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を撤回してほしい。子ども・教員・保護者の意見を吸い上げ、住民に説明会や意見を聞く場を設けてほしい。(同様の意見が他に5件)	□	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」は、水泳指導を子どもたちの教育に関わる大切な取組として、天候などに左右されずに計画的に水泳指導を行うことなどを目的に、今後改築する小学校では、学校にプールを設けるのではなく、学校外の区立や民間の屋内温水プールを活用することなどを教育委員会として決定したものです。 これにより、インストラクターも水泳指導に参加し、子どもたちの泳力に合わせた水泳指導を行うことができるなど、子どもたちの水泳指導の充実の視点を第一に考えたものでございます。 今後も保護者や地域の皆様へ引き続き丁寧に説明を行ってまいります。
38	第3部 政策9 学校教育	学校プールは、災害時の消火水・飲料水としても貴重な施設であり、地域にとって大事な役割があることから、廃止に賛成できない。(同様の意見が他に1件)	□	災害時の学校避難所における水利用につきましては、改築校にはマンホールトイレと防災井戸を設置するとともに、消防水利に関しては、雨水ピット(貯留槽)で対応することについて消防署と協議しています。 今後も学校避難所における水の確保について適切に対応してまいります。
39	第3部 政策9 学校教育	総合スポーツセンターや民間プールなど外部の資源を学校が計画的に利用することは難しい。民間プール事業者が事業を中止するリスクがあり、既存のプール利用者の利用機会を奪うものでもある。授業時間外に学校プールを近隣住民に開放することこそ必要であり、プール管理を行う第三セクターを設立し、シルバー人材の雇用等で解決し、教員の負担を軽減しつつ、雇用創出につなげるべきである。(同様の意見が他に3件)	□	民間事業者につきましては、撤退や廃業の可能性がないわけではありませんが、学校での利用がされることで、経営の安定にも資するものと考えています。 学校外の屋内温水プールを活用するに当たっては、各学校の近隣の施設を使うといった対応を進め、個人や団体の利用に大きく影響を与えないように配慮してまいります。 今後も、民間事業者とは緊密に調整をし、子どもたちの水泳指導を適切に実施してまいります。
40	第3部 政策9 学校教育	学校プールは廃止でなくむしろ熱中症対策等を行い整備充実を図るべきである。(同様の意見が他に2件)	□	各学校での熱中症対策につきましては、テントやよしずなどの活用、こまめな水分補給や水シャワーの活用といった様々な熱中症対策を行っておりますが、熱中症警戒アラートが発表されるような天候での水泳指導は難しく、天候などに影響されずに水泳指導を行うためには学校外の屋内温水プールの利用が有効であるとと考えています。 また、学校への屋内温水プールや屋根開閉式プールの設置につきましては、設置に多くの費用がかかるばかりでなく、年間を通じた維持管理に課題があると考えております。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
41	第3部 政策9 学校教育	学校外プールに児童を連れ出すことは、移動時間や事故、感染症対策の観点で心配がある。(同様の意見が他に1件)	□	学校が水泳指導で区立や民間の屋内温水プールを使用するに当たっては、できる限り近隣の施設を使用することで移動時間を短くするとともに、バスでの移動を基本とし、徒歩移動となる場合でも誘導員を配置するなどの安全確保を行います。 また、感染症対策としましては、学校や各施設において様々な対策を図っており、今後も各施設と協力し、引き続き予防対策を行ってまいります。
42	第3部 政策10 地域教育	学校地域応援団を文教委員会所属の区議に視察してもらい、現場の課題を区政に反映しやすくしてほしい。	□	学校地域応援団は全小中学校73校において様々な学校支援活動を行っています。活動に伴う現場の課題については、各学校の地域コーディネーターが調整役となり、区や学校と共有を進めております。 今後も課題の共有を図り、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支えていけるよう努めてまいります。
43	第3部 政策11 生涯学習	文化財である旧水元小学校の耐震補強・全面改修、管理運営、区民公開などの事業を明示してほしい。外壁の劣化や損傷が進んでおり貴重な遺産が失われかねない。	△	水元小学校旧校舎は、後世に継承すべき指定文化財として、建築基準法に基づいた3年毎の点検を行うなど、適切な保存・管理に努めております。 耐震補強や改修、区民への公開も含めた管理については、専門家や地元のご意見を伺いながら、他の自治体での手法などの調査・研究を重ねてまいります。
44	第3部 政策12 スポーツ	ランニングステーション事業が銭湯で行われているが、銭湯の減少に伴い継続困難になることが懸念される。将来的には空き家を改装し、シャワールームやロッカーを備えた施設として補完していくことも必要ではないか。	□	ランニング・ウォーキングステーションにつきましては、シャワーや着替えができる場所を備えた銭湯等にご協力いただき、実施しております。 今後もニーズを踏まえ、既存施設を活用しながら事業を実施してまいります。
45	第3部 政策13 地域街づくり	まちづくりへの協働の仕組みづくり、特にハード面とソフト面における当事者の意見が重要である。地域の町会自治会の役職者は男性が主なので、検討委員会等では女性や若者の参加を促進し、多様な人材が参加できる仕組みをつくってほしい。	△	まちづくりは、区民、民間事業者等、行政の3者が適切な役割分担を図りつつ、相互に連携、協力しながら目標とするまちの将来像の実現を推進していくパートナーシップ型まちづくりが重要と考えます。 区マスタープランの改定においては、地域別の勉強会等を開催し、町会・自治会だけでなく、様々な世代、立場の方々からご意見を頂けるよう検討します。
46	第3部 政策13 地域街づくり	利便性向上させる「まちづくり」の観点から保健所の営業許可データを活用して生活利便施設をマッピングして可視化した上で誘致も検討してほしい。 また、エリアマネジメントしやすいよう第三セクター等の団体設立を検討してほしい。	△	利便性の向上に向けた街づくりは、都市機能の集約や配置といった土地利用をはじめ、市街地整備や交通などの様々な視点から検討していく必要があると考えております。 今後、広域的な拠点を中心に、にぎわいのある持続可能なまちづくりの実現に向け、仕組みづくりや地元組織への啓発等による組織化の支援を行い、様々な運営形態の活動組織の設立を目指し、エリアマネジメントを推進していきます。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
47	第3部 政策13 地域街づくり	細街路整備について、セットバックのみでは土地所有者の不利益が大きいと、高さ制限や容積率緩和の見直しが必要である。 良好な住環境の観点から最低敷地面積や建ぺい率の規制をすべきである。	□	建築基準法で定められた道路の現状の幅が4mに満たない場合、建築工事等にあわせて、定められた道路の位置までセットバックしなければ、建築することができません。 細街路拡幅整備事業は、セットバックにより確保された道路空間を整備する事業であり、災害時の避難路や緊急車両の進入路が確保され、安全性が高まるなどの効果をもたらします。 また、法令等の規定による規制と緩和には、その目的や効果が相反する場合があります。従って、一律に実施すべきものではなく、地域の皆さんが、目標とするまちの将来像を共有し、その実現に向けて検討していく必要があると考えております。
48	第3部 政策13 地域街づくり	自治町会会館や地域コミュニティ施設としての活用など、空き家になった狭小住宅を地域活性化のために有効利用する場合の助成を検討すべきである。	□	区では平成29年度に空家等対策計画を策定し、空家等の発生予防や適切な管理がされていない空家等の解消に努めています。 空家の利活用については、今後、民間の事業者等と調整を行いながら、空家の流通、利活用について検討してまいります。
49	第3部 政策14 防災・生活安全	水害や火災に脆弱な街並みから脱却するため、木造低層住宅から、RC、SRCの中高層を中心とした土地利用を図ってほしい。	○	水害対策として、浸水対応型市街地構想を策定しました。広域避難と垂直避難を組み合わせて避難できる環境が整い、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される市街地を目指し、実現方策の検討を進めています。 火災への対策として、木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地域を不燃化特区として指定し、不燃化建築物への建替えなどを推進していきます。
50	第3部 政策14 防災・生活安全	水害対策では、被害が大きいとされる江戸川と荒川の氾濫に対して、国道18号地下の「首都圏外かく放水路」のように東金町8丁目～埼玉県三郷市間の「東京外郭自動車道路」の地下や国道6号や平和橋通りの地下への「調節池」整備の計画について、国や東京都、埼玉県などに働きかける取組を明記すべき。また、水元公園などの駐車場の敷地内に、公園法に抵触しない範囲で避難タワーなどの検討すべき。	□	河川の氾濫による被害を軽減するため、国等と連携しながら様々な治水事業を推進しています。区では、特に荒川の京成線橋梁部が低くなっており、浸水の危険性があるため、国に対して荒川中流部の調節池群の整備と京成線橋梁部の治水対策を強く要望しております。 また、区内で逃げ遅れた方や、長距離の移動が困難な方の命を守るため、荒川、中川、江戸川のいずれの河川が氾濫しても浸水しないフロアがある公共施設を「洪水緊急避難建物」として指定するとともに、民間の事業所等にご協力いただき、「水害一時避難施設」の整備も進めております。台風の接近等により水害が発生する恐れがある際にはあらかじめ安全な地域へ避難していただくよう区民の皆様をお願いしております。 ご提案の調節池等の整備については、大規模な工事が必要となるため、実現可能性等について十分に考慮する必要があると考えております。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
51	第3部 政策14 防災・生活安全	学校避難所の「緊急給水システム」について、断水の際の生活用水等の確保のためにも、学校プールを廃止するのではなく、文部科学省補助事業「プールの緊急給水システム」を導入して、①消火用水、②生活用水、③3次処理をして高度処理水(飲料)対策を講じるべきである。	□	学校避難所の断水時の飲料水の確保については、東京都が整備する区内5か所の応急給水ステーションと学校の応急給水栓に加え、各学校に受水槽タンクを設置しています。 また、生活用水の確保については学校避難所に計画的に井戸の設置を進めているほか、福祉施設に対し井戸整備補助事業を行うとともに、消防活動に支障をきたさないよう防火水槽も整備しており、今後もこうした取組を進めながら、災害時の生活用水等の確保を図ってまいります。
52	第3部 政策14 防災・生活安全	避難生活においては、不衛生な生活を我慢せざるを得ず、赤ちゃんや子どもに湿疹が出る懸念もあるため、温水を供給できるよう熱源対策し、屋内運動場(体育館)にもシャワー室を新設・増設して整備すべきである。	□	学校避難所は、震災等により居住場所がない方へ応急的に学校を開放し一時避難をしていただく場所となっています。 ご提案いただいた温水を供給できるよう熱源対策し、屋内運動場(体育館)にもシャワー室を新設・増設することは、多大な経費を要することから即座に対応できませんが、災害時には公衆浴場組合との協定に基づく応急給水の提供を行うほか、浴場施設の利用支援について関係各所と検討してまいります。 今後、長期避難生活が必要な際に要する物資や機材について、国や東京都とも協働しながら支援できるよう検討を進めてまいります。
53	第3部 政策14 防災・生活安全	学校避難所が災害時に要援護者を円滑に受け入れられるよう、スロープ、障害者用トイレ設置等バリアフリー化が必要である。また福祉避難所としての位置づけもするなど計画事業化すべき。	△	区は学校避難所77か所を第一順位の指定避難所としており、各学校避難所運営会議において、要配慮者を受け入れるための専用居室の確保など、体制づくりに取り組んでいます。既存の学校では、構造や狭いスペースといった課題もあります。 今後、これまでのバリアフリー化で培ってきた経験を活かし、様々な創意工夫をしてバリアフリー化を進めるとともに、学校改築時には、ユニバーサルデザインに配慮しながら整備してまいります。 また、福祉避難所については、高齢者や障害のある方が普段から利用している福祉施設を運営する社会福祉法人と協定を締結することで、現在70か所を指定しております。 今後も、災害時に配慮が必要な方に安心して避難していただける場所と体制の確保を進めてまいります。
54	第3部 政策15 交通	短距離路線バスでは自転車と競合するため、鉄道では直通路線がない区間について、中距離・長距離のバス路線による直通化を検討してほしい。	○	循環バス(短距離)の検討と合わせて、都市計画道路などの都市施設整備の進捗を踏まえ、駅間を結ぶ新規バス路線についても検討していきます。
55	第3部 政策15 交通	交通弱者対策として、地域乗合タクシー事業をより進化させデマンド型にしてはどうか。ドアツードアでありながら乗合の低料金の交通システムを高齢化社会に対応した新たな交通政策として検討すべき。	△	今後の高齢社会の進展を見据え、公共交通に関係する最先端技術の動向などを注視しながら、あらゆる人が安全・安心・快適に移動できる交通環境の実現に向けた取組を検討してまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
56	第3部 政策15 交通	荒川、中川・新中川、江戸川及び船着き場を活用した水上バスの誘致で観光活性化を検討してほしい。	△	河川の観光活用につきましては、これまでも東京水辺ラインとの協働による観光船運航などを行ってまいりました。 今後も、河川の観光活用について国や事業者等と調整を行ってまいります。
57	第3部 政策15 交通	民営自転車等駐車場設置に対する補助制度では、利便性向上の観点から「わたしの便利帳」・「かつしかの地図」に事業者の連絡先と駐輪場の所在地を公表するのも補助条件としてほしい。	□	区の広報媒体への事業者情報を掲載することを補助の条件とすることは、便利帳や地図では最新の情報を更新できないことから課題があります。 駐輪場の利便性の向上に向け、今後は民営自転車等駐車場の情報を区ホームページに掲載することを検討してまいります。
58	第3部 政策16 公園・水辺	公園の賑わいの創出や回遊性の向上の観点から、パークPFIを活用して近隣商業施設との連携、園内物販規制の緩和、コンビニなど売店の設置を検討してほしい。	△	パークPFIについては、都内の他自治体でも取り入れ始められておりますが、導入に当たっては、その効果を検証しながら進める必要があると考えております。 公園整備には、地域の方々、特に周辺に住んでおられる皆様のご意見を取り入れながら整備を進めております。今後も、地域の皆様の要望等を踏まえながら、にぎわいの創出等に向け検討していく必要があると考えております。
59	第3部 政策16 公園・水辺	公園内のダスト舗装は砂ぼこりが立ち擦り傷も生じやすいため、ゴムチップ舗装、インターロッキング舗装、芝生等の導入を検討してほしい。	△	公園は、子供の遊び場や利用者の憩いの場としての利用に加えて、防災活動拠点としての機能など、様々な用途で使われております。 園内の舗装については、使い方に合わせて固さや排水などの機能やコスト面などを勘案しながら検討してまいります。
60	第3部 政策16 公園・水辺	子どもの遊び場として魅力的な遊具があり、障がいがある子どもも遊べるインクルーシブ公園の導入が必要である。 交通公園の増設や健康器具を多く集めた公園があってもよい。 防災活動拠点となっている公園の中には遊具がなくボール遊びも禁止の所があり、利用者が少なくなるため有効活用されなくなる。	△	インクルーシブ公園の導入については、都内でも取組が進められているところですが、区といたしましても、公園の新設や改良などの整備の機会を捉え、導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。 交通公園の増設や健康遊具を多く集めた公園の整備については、現在区立公園で交通公園は3園、健康遊具が設置された公園が78園あります。公園整備には、地域の方々、特に周辺に住んでおられる皆様のご意見を取り入れながら整備を進めていきたいと考えております。 防災活動拠点となる公園は、災害時の活動のために一定の広場スペースが必要となり、公園の規模によってはどうしても遊具スペースが制限されてしまうこともあります。また、ボール遊び禁止については、防災活動拠点を理由に禁止しているわけではなく、ボール遊び時の騒音や利用者のマナー等について、不快に思われる区民の方もおられることから禁止しています。 今後、遊具の設置も含め、多くの方が安全・快適に公園を有効利用していただけるように努めてまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
61	第3部 政策16 公園・水辺	命名権導入や入園料徴収など収益性の確保についても検討してほしい。	△	公園の整備や安全、快適な維持管理を継続していくためには、多額の費用が必要です。 収益性の確保について、ご意見を参考にさせていただきながら、公園運営を考えていきたいと思ひます。
62	第3部 政策16 公園・水辺	曳舟川親水公園・亀有リリオパーク・都立水元公園の屋外ステージが大道芸や街頭演説等に活用されるようにしてほしい。	□	屋外ステージの活用については、様々なイベントや活動などを行う際にご利用いただいております。 収益の伴うご利用など一定の制限はありますが、より一層ご活用いただけるよう努めてまいります。
63	第3部 政策16 公園・水辺	トイレがない公園にトイレを設置してほしい。	△	公園の利便性の向上から、基本的にトイレについては設置していくものと考えております。しかし、各々の公園の状況によっては設置が難しい場合もございます。 今後も1つ1つの公園について、周辺の状況や立地条件などを踏まえながら整備を進めてまいります。
64	第3部 政策16 公園・水辺	防災公園は遊び場の機能が乏しく寂れている所が多く、有効な活用がされないので、台東区御徒町南口駅前広場(おかちまちパンダ広場)のように、本区でも占用料を徴収しつつ公園や広場の貸し出しを積極的に進めてほしい。また、おもてなしの観点から公園内のごみ箱の再設置も検討してほしい。	□	公園や広場の貸し出しについては、様々なイベントや活動などを行う際に多くの方に利用いただいております。現状では、収益の伴うご利用など一定の制限をさせていただいておりますが、公園の維持管理においては今後も多くのコストがかかることが想定されますので、貸し出しの促進とともに、コストの軽減等もあわせ公園運営を考えてまいります。 公園内のごみ箱を撤去した経緯として、家庭内のごみを捨てるなどのマナー違反があり、不快に思われる区民の方もおられることから撤去しています。今後も、ごみにつきましては各自お持ち帰りいただきたいと思ひます。
65	第3部 政策17 環境	花いっぱい活動の花壇に命名権を導入してほしい。そうすることで財源確保され、普段の手入れを委託するなど、企業の参入もしやすくなる。	△	花いっぱい活動は、区民の方との「協働」により推進しております。地域の方がその地域を自らの手で花いっぱいにすることにより地域に活性と潤いを与え、地域に誇りを持つ区民の方を増やしていきたいと考えています。 そのため、花壇の命名権制度導入による、財源確保と花壇の手入れ等の委託化は現状考えておりませんが、区民が主体の花壇活動とは別の事業等で参考にさせていただきます。
66	第3部 政策17 環境	「まちをきれいにする条例」を受動喫煙防止が強化されるよう改正し、駅周辺は喫煙所撤去かつ重点区域として厳罰化し、それ以外の地区でも喫煙禁止区域にすべきである。特に学校や保育園、幼稚園周辺のパトロール導入や強化は必要である。	□	駅周辺を喫煙禁止区域に指定する場合、分煙化を徹底するため、禁止区域内に喫煙所を設置しております。条例制定以来、歩きタバコやポイ捨ての数値が改善されている状況です。そのため、喫煙所の撤去や罰則の適用については、現在のところ考えておりません。今後とも、ルールやマナーを徹底するよう、様々な啓発活動を行ってまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
67	第3部 政策17 環境	禁煙外来での治療に助成して禁煙を率先する政策をすべきである。	△	区では喫煙者への対策として、区ホームページ等でたばこの健康への影響について正しい知識の普及を図るとともに、禁煙外来を実施している医療機関をお知らせしたり、保健センターの相談窓口の案内を行っております。 禁煙外来での治療に対する助成につきましては、他自治体での実施状況を参考にしながら検討してまいります。
68	第3部 政策17 環境	道路の生垣は撤去するか花壇にしてポイ捨て防止を図ってほしい。	□	歩道植樹帯へのポイ捨ては、禁止看板などを掲示して注意を促していきます。なお、改善されずやむを得ない場合は、植樹帯の撤去も含めて検討していきます。
69	第3部 政策17 環境	まちをきれいにする条例を改正して加熱式たばこも規制対象に加え、ポイ捨ての防止を更に推進してほしい。	△	区では、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、喫煙禁止区域の指定や指定喫煙場所の設置等を行い、分煙化を図っております。 加熱式たばこについては、東京都や他自治体等の動向を注視し検討してまいります。
70	第3部 政策18 産業	店舗の適正立地と誘致を図ってほしい。にぎわいが失われると利便性が低下し、宅配や通販に依存する悪循環に陥るし、娯楽施設など公園以外の遊び場の選択肢が減少している。	○	大型店舗の出店やwebを利用した通信販売などにより商店街の客足が少なくなっているため、商店街が実施するイベントの助成や、プレミアム付商品券の発行等の施策を通じて、商店街の活性化に努めております。 今後は素案にも記載のとおり、区内で創業を希望する方と商店街のマッチングを図り、空き店舗の活用を進めるなど、区内における創業支援を強化し、区内商業のにぎわいを創出していきます。
71	第3部 政策18 産業	都市農地が減少しているため区有地化して保全する必要がある。	□	区では様々な機能を持つ都市農地を維持していくため、区民に農地の魅力を発信するとともに、農地所有者に対し特定生産緑地の指定に向けた支援を行っております。 今後も、生産緑地を貸借する制度を活用し、営農希望者と農地所有者のマッチング等を進めるなど、都市農地の保全を図ってまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
72	第3部 政策19 観光・文化	観光の拠点となる公園を増やして花いっぱい活動を発展させるなど新たな観光名所をつくるべきである。 また、空き家等を民泊として整備するとともに、シェアサイクル等により回遊性を高めて滞在期間を増やすことが望ましい。今後は京成押上線の高架化が進むので京成電鉄と協議してほしい。新たな観光コンテンツとしてeスポーツ大会の区内開催を検討してほしい。	□	屋外でのまち歩きや散策は、ウィズコロナ・アフターコロナの時代における安全安心に楽しむことのできる魅力的な観光のひとつであると考えています。葛飾区には、堀切菖蒲園をはじめ、本区ゆかりの「モンテッチ」を活用した西新小岩五丁目公園や「こち亀」銅像が設置されている亀有公園、「キャプテン翼」銅像が設置されている四つ木つばさ公園など特徴ある公園が多くあります。今後とも、こうした公園を回遊ルートに組み込み、観光パンフレット等でご紹介するなど、その魅力を発信してまいります。 また、京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業で新たに創出される高架下用地の活用につきましては、今後の工事進捗に合わせて、東京都、京成電鉄と協議することとしております。 回遊性の向上や滞在時間の延長は、本区観光の課題だと認識しておりますので、区内で連携を図り、新たな観光コンテンツの創出や環境整備に向けた取組を検討してまいります。
73	第3部 政策19 観光・文化	文化発信としてYouTuber向けスタジオが設置されるとよい。 また、「かつしかシンフォニーヒルズ」「かめありリリオホール」はパブリックビューイングやライブビューイングにも活用して稼働率を上げ、文化活動を身近に体験できるようにしてほしい。	□	かつしかシンフォニーヒルズやかめありリリオホールの舞台は、収録のためにご利用いただくことも可能です。また、かつしかシンフォニーヒルズの大ホールは、パブリックビューイングやライブビューイングの会場としても、ご利用いただけます。 今後多くの方に文化活動を身近に感じていただけるよう、取組を進めてまいります。
74	第3部 政策19 観光・文化	廃車になった鉄道やバスの車両を文化財として継承し、公園内への導入を検討してほしい。	□	区立公園にある鉄道車両やバスは、交通公園として整備された上千葉砂原公園と新宿交通公園の2園に置かれており、開園時、交通教育の材料として譲渡、貸与されたものです。 文化財は、葛飾区において歴史的な価値や学術的に価値があるもの、風俗風習、民俗芸能で、生活の推移の理解のため欠くことができないものなどについて、専門家の調査結果に基づき指定・登録するものであり、公園の遊具として設置されている鉄道車両やバスについて、葛飾区との歴史的な関連性が希薄であることから、文化財として指定・登録することは困難です。 現時点では、廃車になる鉄道車両などの展示を増やしていく予定はございませんが、地域の方々のご意見等を踏まえながら、関係機関と調整し、検討していきたいと思っております。
75	第3部 政策19 観光・文化	京成押上線が高架化される四つ木～京成立石～青砥間については、にぎわいを取り戻す観点からも、浅草～とうきょうスカイツリー間高架下「東京ミズマチ」のように、京成電鉄と連携を進めるなど、回遊性を高める方向性を打ち出してほしい。	△	京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業で新たに創出される高架下用地の活用につきましては、今後の工事進捗に合わせて、東京都、京成電鉄と協議することとしています。 区としても、にぎわいの創出や回遊性の向上といった観点からの高架下用地の活用について検討することも必要であると考えており、今後も地域や利用者の皆様にとってより良いものとなるよう、協議を進めてまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
76	第3部 政策20 地域活動	地域力向上の観点から、自治町会同士の編入合併だけでなく、商店街・商店会との連携を図るべきである。	○	地域力の向上にあたっては、自治町会を始め、地域活動団体、商店街、企業等が協働することが重要であると考えております。 自治町会や地域活動団体、地元の商店会等様々な団体が相互に情報共有やマッチングを進め、連携して活動できるよう、支援していきます。
77	第3部 政策20 地域活動	地域力の向上は経済活動の活性化とセットで検討を進めるべきである。葛飾区地域活動団体事業費助成金の審査会に観光課・商工振興課も加わってほしい。	□	地域の活性化には、観光や商業等産業のにぎわいの要素も重要であると考えております。そうした視点も踏まえ、地域活動団体事業費助成の審査会委員には、区の職員だけではなく、学識経験者や地域活動の経験者にも委嘱し、公正・適正に審査を行っております。 今後も地域の活性化に向けて、地域活動の更なる支援に取り組んでまいります。
78	第5部	政策9学校教育に、SDGsの目標10「人や国の不平等をなくそう」、同11「住み続けられるまちづくりを」を入れてほしい。	□	学校教育の推進は、全てのSDGsのゴールの実現に寄与するものですが、素案の第5部では、特に学校教育に密接に関係する目標4の教育と目標17の実施手段を掲げています。 現在、各学校において、全てのSDGsの基礎と言われている「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進しています。ESDを通じて、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」についても学習を進めてまいりたいと考えております。
79	その他 (地域団体への支援、地域活動団体との連携)	基本計画推進に当たり区内の地域団体・NPOの実態把握をし、各団体とコミュニケーションをとりながら、適切な連携ができる土壌を作ってほしい。	△	区ではこれまでも、NPOなどの地域活動団体と連携して地域を良くする様々な取組を協働により進めてまいりました。 素案においても協働の取組を葛飾・夢と誇りのプロジェクトとして位置付け、つながりを広げる取組を進めることとしております。 今後も、地域活動団体やボランティア団体のサポートを行っている葛飾区社会福祉協議会と連携・協働し、区内団体の実態把握や情報発信を行うとともに、自治町会や地域活動団体等のマッチングなど、協働を推し進める環境を整備してまいります。